

令和元年度 第1回甲賀市防災会議議事録

開催日時：令和元年7月23日（火）

午前9時30分～午前11時00分

開催場所：甲賀市役所水口庁舎 3階301会議

1. 議題

- (1) 甲賀市地域防災計画の修正案について
- (2) 甲賀市における避難所見直しの方向性について

出席者

当日の出席者は以下のとおり。

会長 甲賀市長 岩永 裕貴

2. 傍聴者数

傍聴者なし。 報道機関なし。

1. 会議資料

(名簿) 甲賀市防災会議委員名簿

(資料1) 甲賀市地域防災計画の修正概要

(資料2) H29年度防災会議後の

「避難勧告等に関するマニュアル」

修正について

(資料3) 令和元年度組織・機構の改編に伴う修正

(資料4) 甲賀市地域防災計画改定スケジュール

(資料5) 甲賀市における避難所見直しの方向性

(参考資料1) 甲賀市防災会議条例《抜粋》

(参考資料2) 国民保護協議会条例および国民保護法《抜粋》

(参考資料3) 災害応援協定一覧 (H31. 1. 28 現在)

(参考資料4) (株)積水化成品滋賀との協定書・(参考資料) 地域の防災活動に関する調査結果報告書

2. 議事の結果概要

●議事：甲賀市地域防災計画修正案について

○事務局から以下の説明を行った。

・修正計画の概要について（理由、主な修正点、スケジュール説明を含む。）

○委員から以下の質疑を賜った。

(質：委員からの質疑、意：委員からの意見、回：事務局回答)

質) 長浜市の受け入れは甲賀市以外でもあるか。

回) 甲賀市においては旧高月町等の一部を受け入れることとなっている。その他県内では東近江市が受け入れ対象となっているほか、県域での被災の恐れがある場合は、大阪への避難が計画されている。

質) 原子力災害対策編の資料3の67ページの安定ヨウ素剤について、運用を廃止するにあたり、市として今後の対応はどのようにするか考え方を伺う。

回) 安定ヨウ素剤の主な効用として、放射性物質から放出される不安定なヨウ素は体内の甲状腺に蓄積するが、あらかじめ安定ヨウ素剤を服用することで不安定なヨウ素を受け入れないという効果がある。

服用のタイミングについては、原子力規制庁の指示に基づき、医師等の診断のうえ配布を行うこととなっているため、原子力規制庁において実施可能な防護措置であるとは言えないとされた。県との協議においても安定ヨウ素剤の運用よりも屋内退避を確実に行うほうが効果的であるという意見もいただいている。

また、県においては安定ヨウ素剤の保管、配布を計画に盛り込まれているが、これは高島市、長浜市を想定したもの。

今後、甲賀市においては、屋内退避の周知徹底により防護措置を図ることとする。

質) 長浜市からの受入については、放射能汚染のない車両、ない方のみを受け入れるということだが、放射能汚染のある方の軽視ではないかその部分について詳しく説明を聞きたい。

回) 全面緊急事態となり、長浜市の一時移転が行われる場合は、県の計画により周辺自治体住民の移転等の運用がなされる。バスでの移動が計画されており、長浜市内の拠点でスクリーニング検査が行われる。このうちクリアと判断された人及び車両を甲賀市で受け入れる。

質) ということは、受け入れる側で拒否する行為は行わなくてよく、判断の責任は送り出す側であるということでしょうか。

回) はい、そのとおりです。

質) スクリーニング検査で被ばくされていることが分かった方については、その後どのような対応が執られるか。

回) 現地の検査場の同場所に、汚染を除去するスペースが設けられ、そこで汚染物質を除去したのち再検査後移転される。

※結論：事務局原案のとおり修正することとする。

●その他の委員意見

意) 避難勧告等の判断においては、甲賀市の避難行動要支援者ネットワーク会議においても課題となっているが、避難行動要支援者の名簿はできているが、個別支援計画については一向に進んでいない状況にある。

これをどのように進めていくか、この防災会議においても個別支援計画が出来る仕組みを明示していかないといけない。

また、支援については、例えば一地域で20人の要支援者がいる地域として、民生委員は1人しかいない。身体障害者等を対象とした福祉避難所への搬送等について、支援を必要とする方と支援する方とを1対1で結びつける、これをどのような形で実現するのか、この会議でも議論をしていかないと、具体的な方策が立てられていない状況にある。全市的な対応の方向づけを市長にはお願いしたいと考える。

議長) 非常に重要なご指摘であると考えている。名簿が出来ていても個別の支援が必要な皆様方は住んでいる地域も支援の方法も違うものですので、必要な準備体制について整えておくことは重要でありますし、先般も危機管理課とこのことについて会議をもちながらこれからどのように進めていくか早急に進めていきたいというのがまちの考え方です。今のところの対応策で説明できる点があれば危機管理課から報告をお願いします。

回) 御意見のとおり個別支援については、現状、お一人おひとりについて支援できる仕組みが構成できないということを認識している。今後とも社会福祉課とも連携し、出来るだけ早い時期に基本的な考え方を示した上で進めてまいりたい。市民の皆様にもご協力をいただかなければならないことかと思うのでよろしくお願いしたい。

意) 福祉避難所の件について、熊本地震の際には自家用車で寝泊りしていた方の多くに、ハンディを持った人も含まれていたと聞いている。というのは一般の避難所では生活が出来ないということ。このような課題も計画に位置づけていただきたい。

回) 車中泊の課題についても熊本地震で明らかになったことで、県の計画にお

いてはこのような課題について今般の改定に反映された。当市においても今年度の改定に反映する予定をしている。災害時弱者については避難所では生活ができないというのが現実であり、そのような方のスムーズな福祉避難所への誘導搬送の仕組みについても検討していく。

また、先般新たな協定としまして、今回の改定にも反映するが、旅館ホテル生活衛生同業組合との協定により、有事の際にはそのような施設も開放いただけるという点で新たに進展している部分もある。

更に、地域等への出前講座について、社会福祉課と危機管理課の共同により、避難行動要支援者への支援や名簿の登録等についての内容で、今年度新たなメニューも設置している。

質) 災害時避難行動要支援者の名簿等の管理のことですが、個人情報保護法との関係でなかなか開示できない、そうすると名簿は出来ているがそれを知る方はごく一部の限られた人しかいなく活用できないという課題がある。東京の豊島区では、個人情報保護法に抵触する恐れがあれば区が責任をとるという形で支援関係者に開示されている。対象となる方が明確にNOとしない限りは災害時に開示することで、万が一に備えている。災害時には法を守って命を失えば何にもならないし、平時において開示することは議論もあるところ。この件については、この場でも方向付けをいただきたい。

回) 要支援者のうち同意をいただけた方のみの情報を支援関係者にお渡ししているものです。すべての要支援者を網羅できているものではない。万が一の時には同意されていない方が抜け落ちるということは、命を守る上で問題がある。万が一の時には対象者を開示する準備をしている。出来るだけ事前の登録をしていただけるようアピールしている。

意) 先の豊島区の例では、開示を明確に拒否する方のみを名簿に挙げない、甲賀市においては同意される方のみを名簿に挙げる。このやり方の根本的な違いが大きいということ。同じ個人意思表示の仕方でも全く観点の違うものなので、ご検討いただきたい。

議長) 他市町の先進事例も踏まえながら甲賀市としての命を守る取り組みを早急に決定していきたい。広く防災にかかる意見をいただいた。本日いただいた意見を基に引き続き対策を進めてまいるが、いったんは原案のとおり承認いただいたものとして採決し、計画の更新の8月ごろまでは本日の資料を基に運用をいただくということにする。

3. 報告

- 甲賀市防災マップの配布について（担当部長から報告）
- 地域防災に関する調査結果報告書について（担当部長から報告）

以上